

人権課題への理解を深めるための民児協の取り組み

連載

民児協における効果的な運営・充実した活動に向けた組織機能の強化をめざす！

information

- ・厚労省・こども家庭庁・全民児連三者協議を開催
- ・民生委員制度創設110周年記念事業の検討を開始
- ・災害発生時・発災後における委員の支援・フォロー
- ・全民児連 令和7年度事業計画・予算
- ・互助共励事業 令和7年度事業計画・予算
- ・令和6年 秋の勲章・褒章受章者のご紹介

全民児連からのお知らせ

・令和7年度 活動強化週間ににおける全民児連の取り組み等

人権課題への理解を深めるための 民児協の取り組み

民生委員・児童委員（以下、民生委員）が地域の身近な相談相手としてさまざまな住民とかかわりながら活動するうえで、人権課題を理解し、意識することは極めて大切です。今回の特集では民生委員児童委員協議会会長として人権課題の理解を深めるために必要な視点や実践を紹介します。組織としての取り組みを検討する際の一助としてください。

人権課題への「理解」を深めるために

日本福祉大学 社会福祉学部 准教授 小林 洋司

1. 人権を学んでいるか

最近よく高等学校での人権講話の機会をいただきます。私としては私が経験してきたこと、そして考えてきたことをもとに「できるかぎりわかりやすく」「身近な事柄に引き寄せて考えられるように」を心がけてお話をするようにしています。今日、人権について知り、生活に活かすことは、総論で「あたりまえ」です。大学においても、教員や保育など人に関わる資格免許に關しては人権の学習は必須であり、多くの学生は大学において人権を学んでいるとい

うことになります。その一方で、とある研究会では、障がいのある参加者から「大学で多くの（若い）人たちにもっと人権のこと伝え、教えていく必要があるのでないか」というご指摘をいただくことがあります。おそらく、「それがなくては人間が人間らしく生きる」とができないもの」と表現されています。そのうえで人権意識を向上させることになります。

ヒューライツ大阪のHP（<https://www.hurights.or.jp/japan/lecture/>）によれば、人権は、「それがなくては人間が人間らしく生きる」とができないもの」と表現されています。そのうえで人権意識を向上させる営み、すなわち人権教育を「人権について教え、理解をたすけ、人権尊重の価値観、態度を育て、行動へと向かわせるための総合的な教育活動」と続けています。

近年、平成28年の人権3法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法）をはじめ、平成31年「アイヌの人びとの誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、令和5年の「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する法律」など人権をめぐる法律の整備

い。そうした実態があるとするとならば、果たして人権を学ぶ、そして人権意識に基づいて行動するとはどのように達成されるものなのでしょうか。そして地域で活動する民生委員の人権意識のもちかたについてどのように考えていくべきなのでしょうか。

2. 使命としての人権意識の向上

〔解説〕

がすすみ、その意識、理解についてはさらなる関心を集めています。「知ることが人を虜げない大前提」と考えれば、こうした社会の動きに敏感になり、さまざまな課題に対しても個人の認識を改めていくことや、民生委員の組織的な理解を図っていくことが重要であることは明らかです。

民生委員法第2条には「民生委員は、常に人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない」と規定されています。また、同法15条では、「民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない」とより具体的に定めています。

同時に、「自分には難しい役割だ」と高いハードルと感じる人が多いところかもしれません。当然地域には非常にたくさんの属性（国籍、性別、年齢、障がい・疾病の有無、思想信条、文化など）の人びとが住み合つており、その地域で活動する民生委員には人権意識を高くもち、あらゆる人が安心安全を実感できる関わりが常に求められるのではないかでしょうか。ではその向上に向けてなにをどうすればよいか。その回答が明確に提起できれば簡単ですが、私にそれは不可能です。なにをどうすればよいか具体的例をあげながら私自身も悩みつつ検討していきたいと思います。

3. 人権意識向上の方法 —誰かのことを知ろうとすること—

SDGs（持続可能な開発目標）の17の

ゴール等が掲げられて10年が経とうとしています。17のゴールのうち「1. 貧困をなくそう、3. すべての人に健康と福祉を、4. 質の高い教育をみんなに、5. ジエンダー平等を実現しよう」などはもちろんほぼ全てのゴールの達成に「人権」という考え方方が通底しています。また、法務省の人委員の活動に尊さをもたらすものであると

権擁護委員による啓発活動強調事項も同様に、人権問題や社会問題を忘却の彼方へ追いやらないための重要な機会であり警鐘です。令和6年度啓発活動強調事項においても私がライフケアとして関わっている「ハンセン病患者・元患者やその家族」をはじめとして、女性、こども、高齢者、障がい者などに、非常にその対象を広げています。そのなかには私たちの生活の中に長らく埋め込まれた偏見を浮きあがらせどう取り去るかというテーマもあれば、生活からは距離があり、「人権について常に意識できている」と自信を持てるテーマではないものもあります。とはいっても人権に関する法律や取り決めが増えることによって、気にかけなければならないことが増えているのではありません。もともと、そういう人たちが地域にいたのです。

人権意識は、その意味である知識や技術を修得することによって向上しうる「ちから」では必ずしもありません。先に述べた大学で授業として学ばれる人権の知識は、評価としてレポート／筆記試験により理解したかどうか確認されます。しかしながら、その評価によつて受講する一人ひとり

の学生に人権意識が根付いたかどうかを確認できるわけではありません。大切なことは、新たな人権課題について正しい知識を学ばなければならぬということではなく、「誰かのことを知ろうとする」ということではないでしょく、「誰かのことを知ろうとする」と「知りたいと思えること」ではないでしょく、ハンセン病問題で考えてみます。

ハンセン病問題とは、ハンセン病という慢性的の細菌感染症をめぐって社会や地域から弾き出されてきた人びとが受けた強烈な属性を持つ人びとではなく、ともに地域に住み合っている誰かのことであり、その誰かが心地よく生きていくことができているかを気にかけることであると考えています。

4. 「主語」を意識する

—立場を変えて考えてみる—

「誰かのことを知ろうとする」と「知りたいと思えること」を当たり前にすること、とりわけ対人支援を行う際の人権意識は具体的にどのような営みによって高まつたり深まつたりしていくのでしょうか。民

生委員の活動は、すでに私たちが想像する以上に多様な方がたに関わっていることは容易に想像できます。そうした日常のなかで実際に活動されている方がたが目の当たりにしているのは、難解で「あちらをたてればこちらがたたない」課題なのではなく、行為の意味の大きさが語られています。

ハンセン病問題はもろん、新型コロナウイルスのような感染症と人間の関係、私たちがこれからも向き合っていく大きな人権課題のひとつであるといえます。私自身がハンセン病問題をライフワークにしている理由の一つは、この問題が複雑な構造を持つからです。そしてこの複雑な構造ゆえに、人権問題として理解することに留意が必要だからです。

かつて無らない県運動という地域からハンセン病者をゼロにしようとする官民一体の運動がありました。この取り組みの具体的な場面にハンセン病であるとみなされた住民の居住している建物への消毒がありました。自伝などでは、「自宅が真っ白に消毒された」という経験が綴られており、この

このように、「誰が」困つているのか、誰が生きにくい状況に追いやられているのか。「主語」を意識することは、多様な

この消毒の場面について立場を変えて考えると次のような違いがみえてきます。ハンセン病を患つた人（たち）から見ると、家が真っ白に消毒される行為によって白眼視の対象となり、その地域に継続して住むことが困難になる。その結果、多くの場合ハンセン病療養所に強制的に移送されることが余儀なくされました。他方、その地域に住む人（たち）から見た場合はどうでしょうか。おそらく、家を真っ白に消毒することは、地域に住む人たちに病気の根源となる「なにか」が消毒されたという印象を与え、その場所に安心して住むことができる契機と捉えられます。ハンセン病回復者や家族に対する人権侵害行為は、一方で住民の意識にとつて安心安全につながる行為ととらえられるのです。



療養所への入所を勧奨する職員
提供：長島愛生園歴史館

角度から人権課題を捉えてみると、この行為につながります。

5. 人権課題への「理解」を深めるために

—まとめてかえて—

(1) 「前提」となる知識へのアンテナ

繰り返しになりますが、民生委員には、常に住民の立場に立った活動が求められています。なかで、人権全般に係る課題を含めた、最新の動向や知識を更新し、理解を深め、行動につなげることが求められています。そのため、最新の知識＝議論にアンテナを張ることは大切です。しかしその知識や対応が正しくて、それが正しくないかを誰かが判断し、判断された取り決めをただ守る、ということに終始するは適当ではありません。「この人は信頼できる」「この人は自分をうけとめてくれそうだ」と感じさせるコミュニケーションの基盤には、一人ひとりに関わる情報を集め、関わっていくために自分の知識や考え方をえていこうとする構えを持つことが重要になると私は考えています。もちろん国籍、性別、年齢、障がい・疾病的有無、思想信条、文化などについてあらかじめ多く知識を持つた

人がいることは、信頼できる人であることの大きな条件、前提になります。その意味で、信頼の基礎になる基本姿勢のひとつに、民生委員の基本的人権の尊重があるので、何らかの方法で基本的人権を尊重できるようになることはできないよりはよいことです。しかし、同時に、もつている知識をしつかり更新しようとすると構えは欠かすことができません。「この人は自分をうけとめてくれている」「自分が思う前提として、知ることへの意欲と、自分の知識を固定化しない」という構えが求められるを考えます。

(2) 方法を模索し続けること

最後に本稿における人権意識啓発の取り組みとそのポイントを提起してまとめたいと思います。人権意識啓発の取り組みについて、どこかで成果を挙げた活動を真似るだけではなく、その活動を参考にして工夫を加えるという姿勢が必要です。ポイントとしては人に対する見方、ある出来事に対する捉え方が絶えず更新されていく構えをつくる「学びの場づくり」が大切です。

あると考へています。

「学びの場づくり」によつて人権意識を涵養する方法については、実践、研究の領域でも思考錯誤を繰り返しながら確かにすすめられました。その結果として刺激的で豊かな学びをもたらす方法も展開されました。当然その方法が発表され、広く共有されると、そのいい方法を参考にしあげます。参考にすることから始めるのも重要ではあります。でもそれは、結局方法の成り立ちやポイントがわからず、その土地に住む人たちにはなじまず、ただ実施するだけに陥る可能性があります。

誰の権をどのように意識し、守つていののか、知識の多い少ないが、決定的な違いになるものではありません。人権が守れている、と周囲の人が自信をもつて胸を張るものでもありません。民生委員が時に核となり、「矛盾を衝突の象徴と捉えない構え」をもちながらあらゆる人が幸せに生きられるように考え、行動する文化を地域で創り上げていくこと。そしてその確固たる方法を模索する「わかるなさ」と絶えず向き合うことこそが大切なのです。

人と人との信頼を大切にする民生委員・児童委員活動

札幌市 北区北地区民生委員児童委員協議会 会長 紙谷 京子

1. 地域概要

北区は札幌市の北部に位置し、面積は63・57km²と札幌市10区の中では3番目の広さで、人口約28万5000人、世帯数約15万8000の地域です。そのなかで北地区の民生委員数は52人（うち3人が主任児童委員）であり、充足率は100・0%です。

2. 取り組みの経緯

民生委員活動の主なものとして、「訪問援助」「あいさつ運動」「サロン活動」が挙げられるように活動の基本は「人」に関わることになります。そのため、私たちが委員活動を行うにあたり、人と関わるうえで取り組みでよいと思われること、少し失敗してしまったということを定例会で共有することで、委員活動のヒントになればと思いまい、私の地区では定例会で事例共有する場を設けています。

3. 委員がひとりで悩まないために

私は民児協の仲間に「不安や疑問があればいつでも相談してね」と伝え、委員がひとりで抱え込まないよう、気にかけています。その結果、委員活動を行うなかで生じたちよつとした不安等を話してくれるようになります。そこで、委員から個別に

「訪問した先の相手を怒らせてしまった」との相談がありました。相談を受けた内容についてはすぐに対応してもらいましたが、新任かベテランかを問わず相手を不快にしてしまうことは起こり得ます。このよう

うに、皆に知つておいて欲しい内容は、後日定例会で事例として共有してもらうことにしております。

こと、不安に思つたことがあれば話してみて」と投げかけています。しかし、委員自身から事例の提案をしてもらうのはハードルが高いのか、なかなか難しい状況です。そのため、私が個別に委員と話をしていた時に出た話題で、みんなに共有した方がよいと思つた内容を「○○さん、ちよつとあのこと話してみて」と水を向けて話してもらうようにしています。今回そのなかで過去に共有した事例をご紹介します。

【訪問時に相手を怒らせてしまった】

現在は良好な関係を築いています
が、ひとりの委員から高齢の方の自宅に訪問に行つた際に、相手を怒らせてしまつたと話がありました。

相手を嫌な気分にしてしまつたと委員自身も申し訳なく思つていましたが、「自分の何気ない発言、行動が相手を不快な気分にさせてしまう」ということはどの委員にも起こり得ることなので定例会で共有し自身の活動の振り返りや新たな気づきにつなげています。

4. 定例会での共有

定例会で毎月実施できているわけではありませんが、議題のなかに事例検討の時間を設けていて「委員活動のなかで何か困つた

【良かれと思つて行つた行動】

あるお宅に訪問した際に、歩行中にふらつかれたため、転んでは危ないと手を差し出そうと思ったときに、「触らないでほしい」と言われたことがあります。しかし、私たちは活動は相手の困りごとに寄り添うことであるため、どのように困っているのかを話してもらわなければなりません。私は相手のことを考えたまま相手が不快に思うだろうか」ということを見極めながら接していくようになります。そこで私が「お互いを尊重し合う」ために気を付けていることを次のようにまとめました。基本的なことです

今回の件に限らず、近年は握手を含め、相手の身体に触れるということに対し慎重な対応が求められています。自分が小さい頃のように相手に接するということは難しい時代になってきたかと思います。自分が良かれと思つて行つた行動や言動も相手にとつては嫌なことも往々にしてあります。今回のケースは委員からしたら怪我をしたら危ないと思つて行つた行動でしたが、相手にとつて受け止め方が違つたといふことです。特に異性の場合は対応について注意が必要だと思います。訪問時には同性の委員とともに行動するなど組織的な対応も必要になるのではないか。ただし、私たちはボランティアですので、対応として困つたときには、市社協や行政機関に相談するようにしています。

5. 対人支援する時に意識していること

先ほどもお伝えしましたが、委員活動を行つうえで、相手との接し方は注意することが多くありますが、民生委員もひとりの住民なので訪問した相手との立場は平等です。しかし、私たちの活動は相手の困りごとに寄り添うことであるため、どのように困っているのかを話してもらわなければなりません。私は相手のことを考えたまま相手が不快に思うだろうか」ということを見極めながら接していくようになります。そこで私が「お互いを尊重し合う」ために気を付けていることを次のようにまとめました。基本的なことです

【相談支援で気を付けていること】

- ①相手が話をしたいと思ってもらえる
ような雰囲気づくりを大切にする
- ②相手と話す際には、目線の高さに注意する
- ③相手の話を遮らず、聞き役に徹する
- ④先入観を持たずに接する

6. 今後の取り組みに向けて

「人権の課題」と聞くととても難しく感じてしまいますが、「相手のことを思いやる、尊重する」これが基本であり、私は今まで通り活動を行うことに変わりはありません。しかし近年では、ハラスメントやLGBTなど委員活動を行つうえで知つておかなければならぬ新たな知識も出てきており、時代の変化とともに知識をアップデートしていく必要があると思います。知識のアップデートは、全民児連発刊の機関紙「ひろば」にある「人権について考える」を用いて民児協内で勉強したり、今後、市民児協や行政が主催する人権に関する研修会等で知識を身に着けたいと思します。そして、地域住民と私たち民生委員がお互いに気持ちよく接することができるよう「お互いを思いやりながら」地域で生活していくらと考えています。

最後に、今年の一斉改選後には、新しい委員の方をお迎えすることになります。今後も定例会の機能を活かして、新任委員の方が活動で困ることのないよう、訪問時の支援のポイントや委員活動の基本を積極的に伝えていきたいと思います。

民児協における効果的な運営・充実した活動に 向けた組織機能の強化をめざす！

民生委員法第24条では民生委員協議会の機能として、「民生委員の職務に関する意見を関係各庁に具申することができる」と規定しています。本会調査※によると、令和元年12月から令和4年11月までの期間に意見具申を行っていない法定単位民児協（以下、民児協）は約3割あることがわかりました。そのため、本号では、民児協が行う意見具申について、その意味や効果を事例をもとに紹介します。

〔報告〕

民児協における意見具申・提言活動

京都府民生児童委員協議会 会長 本郷 俊明

1. 父子家庭への奨学金給付が実現

京都府には、地域に住む方を対象とする独

へ要望し続けた結果、令和7年度予算（案）に費用が計上されました。

京都府民児協は、平成4年度からひとり親家庭いきいきふれあい事業（キヤンプ）を開催しています。30年以上の父子家庭と民児協年から開始したこの制度では、乳幼児、小学生、中学生、高校生の児童一人あたり年1万1000円～6万4000円の奨学金と高校入学時の支度金3万5000円を給付しています（令和6年4月時点、令和7年度から対象等の変更あり）。

【令和7年度京都府民生児童委員活動関係予算に対する要望書（抜粋）】

父子家庭への支援について（重点要望）
京都府における父子家庭への施策につ

いて、本年度で35回目を迎えた、ひとり親家庭いきいきふれあい事業（キヤンプ）にあつては、親と子のふれあいの機会を創出し、ひとり親家庭の精神的な支えとその家庭への見守り等に大きく貢献しているところであります。

ついては、これら父子家庭事業への継続した支援とともに、平成25年度からの医療費助成制度の父子家庭への拡大に引き続き、母子家庭奨学金と同等の父子家庭を対象とする奨学金制度等、さらなる支援制度の充実・拡充についてお願いします。

〔具体的な取組例〕

- ・母子家庭奨学金と同等の父子家庭を対象とする奨学金制度の創設
- ・「ひとり親いきいきふれあい事業（キヤンプ）」や「ひとり親家庭を励ます知事と新入学児童等のつどい」取組への支援充実、取組の広報を京都府から対象者に対して直接実施することを含め、父子家庭への支援のさらなる充実・強化 など

2. 「いきいきふれあいキヤンプ」の取り組み

取り組みのきっかけは、父親の仕事が忙しく親子で遊びに行ったり、ふれあう機会が少

ない家庭を見てきた民生委員・児童委員（以下、民生委員）が何か手伝いをできないかと考えたことです。

年に1回、子どもが夏休み中の土日を基本に1泊2日で開催しており、普段あまりできない親子のふれあいと、父子家庭という同じ環境の参加者によるさまざまな悩みや育児の工夫等を共有する機会としています。

夕食後に開催する父親のみの交流会は、後者にあたる機会の一つです。そこでは、各自の苦労話や頑張ってきたこと、困ったこと等が話しあわれ、父子家庭がかかえる問題を知るとともに、私たちにできることを考えさせられる時間となります。

また、回を重ねるなかで、活動に参加した父親が中心になつて各地で父子（福祉）会が設立され、現在は父子（福祉）会の意見を取り入れながら、企画を行つています。

3. 意見具申・提言活動の意味や効果

京都府では、京都府社協を通じて3年前から京都府知事と府内の社会福祉関係者との懇談会を開催しています。その場においても、今回要望が実現した父子家庭を対象とする奨学金制度の創設をお願いしました。要望の実現は、京都府民児協が長年にわたつて取り組んできたことも評価されたと考えます。

民生委員は日々の活動のなかで、住民のニーズを把握して対応するだけでなく、地域の福祉ニーズを改善するための提言を行うことも非常に重要といえます。住民の声を行政等に届けることができる民児協の役割を意識した活動が私たちには必要といえます。



（参考）

令和6年度に実施した法定単位民生委員児童委員協議会活動実態調査2024では、意見具申の内容を自由記述で回答いただいています。その傾向や主な提言・意見具申の内容をご紹介いたします。

- 高齢者福祉
- ・ 独居高齢者の増加対策と見守り活動に関すること
- ・ 高齢者世帯調査に関すること
- ・ 子育てサロンの運営に関すること

【令和6年度の連載を終えて】

令和7年12月に一斉改選を控え、「民児協における効果的な運営・充実した活動に向けた組織機能の強化をめざす！」をテーマに4回にわたり記事を掲載してきました。一人でも多くの委員が活動を長く継続していくためには民児協による支援が必要不可欠といえます。これまでに掲載した事例も参考にしていただきながら、民児協の運営についてできるだけ、見直せることがないかご一考ください。

- 子どもの遊び場に関すること
- 地域福祉
 - ・ 地域包括支援センターとの連携に関すること
 - ・ 地域福祉計画の内容に関すること
- 災害・防災
 - ・ 個別避難計画に関すること
 - ・ 災害時避難所運営に関すること
 - ・ 民生委員・児童委員の活動
 - ・ 民生委員の増員に関すること
 - ・ あて職の見直しに関すること
 - ・ その他
 - ・ 外国人の生活に関すること
 - ・ 守秘義務に関すること
 - ・ 除雪に関すること
 - ・ スクールバスに関すること

厚生労働省・子ども家庭庁との 三者協議を開催

令和7年1月16日、全民児連は、厚生労働省、こども家庭庁との三者協議を行いました。この会合は、令和5年4月のこども家庭庁設置にあたり、児童委員制度の所管の移管後も、民生委員制度と児童委員制度の一体性を確保するために設けられた協議の場であり、今回が2回目の開催です。全民児連の正副会長、厚生労働省の日原知己社会・援護局長、こども家庭庁の藤原朋子成育局長等が出席し、民生委員・児童委員

具体的には、0～2歳児の在宅育児家庭への支援や、複合的な課題を抱える家庭への訪問の困難さ、主任児童委員の人員体制や児童委員との連携等が議論されました。また、こども家庭センターとの役割分担による委員の負担軽減、コミニティスクール等の学校との連携推進やフリースクール

等、不登校児支援の課題、文部科学省との連携の必要性等が話されました。

他に、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備や身寄りのない高齢者の支援等に係る課題、なりて確保にむけた委員活動の環境整備や認知度向上等についても議論し、今後も三者で連携して取り組みをすすめていくことを確認しました。

また、新しい発想のもと、企業等との連携、若い世代とのつながりづくり等をすすめ、地域づくりを共に考える仲間を増やして取り組んでいくことの必要性、行政に頼るだけでなく、民児協が自ら動いていく姿勢の重要性等、多様な意見が出されました。

他にも、身寄りのない高齢者の増加や、多死社会の到来を控え、今後の社会的な課題を先取りし、社会的な孤立等の問題について、全国の民生委員・児童委員が最前線で抱える課題を明らかにすることや、都市と地方の課題を分けて深堀りすることなどを求める声がありました。さらに、将来への前向きな地域づくりに向けて、全国各地で目標設定して取り組むことの提案、一過性のイベントに終わらせず、その後方向性を打ち出す必要等が指摘されました。

今後は、具体的な事業メニュー等について協議をすすめる予定です。

令和9年の民生委員制度創設 110周年記念事業の実施に 向けた検討を開始

令和7年1月15日、第1回企画推進委員会を開催し、民生委員制度創設110周年記念事業の具体的な検討を開始しました。

初回の協議では、これまでの周年事業の取り組みを振り返り、将来の社会経済の動向を含め、今後の福祉を取り巻く環境を展望したうえで、110周年に向けた課題意識を共有しました。

協議では、委員の多くから、なりて確保にに関する課題が提起され、活動の負担軽減

等、特に就業しながら委員活動を継続するための環境づくりが今後重要であり、活動の意義や魅力等の発信が必要であること、地方自治体が責任をもつて取り組むことの重要性等が指摘されました。

災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮

全民児連は、令和7年3月に「災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮」（以下、本資料）をとりまとめました。

実態があります。その結果、民生委員の孤立や不安感、負担感が大きくなるなどといった課題が見受けられます。

この課題の解決に向けて、民児協組織として、災害発生時・発災後における民生委員へのフォローや支援を行うことが求められます。それには平常時から災害を意識した準備や取り組みを考え、いざという時に実行できることが重要です。

1月の能登半島地震をはじめ、数多くの地震や大雨災害が発生しました。

これらの災害により、一部の民生委員・

児童委員（以下、民生委員）におかれても、怪我や自宅への被害が生じ、普段の民生委員活動に影響が出たとの報告がありました。

能登半島地震などの大規模災害が起こると、一定期間、民児協の組織としての機能が失われるため、その間、各民生委員が自らの判断で活動せざるを得なくなるという

う、『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針（改訂第4版）』（全民児連作成）に掲載の一部内容に加え、実践事例や全民児連評議員による協議結果をふまえた対応策ならびに平常時から民児協内外で取り組む際のポイントなどを有識者からのコメントとあわせて示しています。

平常時から取り組む際のポイント

（事前に民児協内外で決めておくべきこと）

その1▼（実行等の）「タイミング」

その2▼（実行等の）「主体」（※必要に応じて実行等の「相手」も含む）

その3▼（取り組み等の）「方法」

各民児協において、ぜひ本資料をダウンロードのうえご活用ください。

全民児連ホームページ↓民生委員・児童委員／民児協関係者専用ページ↓2.活動強化方策および委員活動に関する指針、方針等（PDF）

ホームページ
掲載ページ



令和7年度

全国民生委員児童委員連合会

事業計画および予算概要

「令和6年度全国民生委員児童委員連合会 第3回評議員会」において承認された令和7年度事業計画・予算の概要を報告します。

1. 情勢認識

急増する認知症高齢者や単身高齢世帯、進行する少子化の背景にある子ども・若者・子育て当事者の課題等への対応に向け、孤独・孤立対策や生活困窮者自立支援、福祉、保健・医療、教育等の連携によることも施策等とあわせ、地域の包括的な支援体制における民生委員・児童委員の強みを生かした連携・協働の推進が求められます。

また、令和7年12月に一斉改選を控える

なか、なりてを確保し、力量を高めていくうえで、就任した委員ができるだけ長く活動を継続できる環境づくりが急務です。特に、人口減少による労働力不足等により、定年を過ぎても働き続けることが一般的となるなか、企業等に就業しながら委員活動を継続できる環境の整備が重要となります。

さらには、民生委員・児童委員本来の役割に照らした活動の見直しや関係機関との連携・分担の再確認等による負担軽減や、委員活動をサポートする民児協の機能強化

が求められます。

そして、民生委員・児童委員の役割や強みを整理・発信し、企業や学校、若い世代等も含めた地域のさまざまな関係者の理解を得てつながりを広げていくことが、地域共生社会の実現に向けた地域づくりに重要です。そうした平時からのつながりや備えがあつてこそ、混乱が避けられない災害時においても連携が機能し、困難を乗り越える支えとなります。

令和7年度はこうした課題への対応を進めつつ、令和9年度の民生委員制度創設110周年記念事業の実施に向けて12月の一斉改選までに基本計画を検討し、具体的な準備に着手します。

2. 活動の重点

こうした情勢を踏まえ、令和7年度の全民児童事業は、以下の2点を重点として活動に取り組みます。

- ③令和7年度第94回全国民生委員児童委員大会の開催
- 令和7年9月4日（木）～5日（金）に北海道札幌市「北海きたえーる」

3. 各部会・委員会の取り組み（抜粋）

(1) 総務部会

①中長期視点での組織体制のあり方と財政健全化の検討

ア、次期新体制（令和7年度）に向けた部会・委員会等の組織体制のあり方の検討をふまえ、全民児童組織・事業運営等の充実に向けて検討を行う。イ、引き続き互助共励事業も含む民生委員関係事業の一体的な財政健全化を検討する。

②持続可能な全国大会のあり方の検討

令和6年度において検討した全国大会の参加定員設定に関する基本的な考え方を周知するとともに、物価高騰等の社会情勢に対応すべく、全国大会のさらなる収支改善に向けた検討を行う。

- 【重点1】なりて確保と委員活動を継続しやすい環境づくり
【重点2】「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの推進

「札幌コンベンションセンター」（予定）。

④「被災地民児協支援募金」等による災害被災地への支援

ア、「被災地民児協支援募金」運営要綱に基づき、被災地での住民支援の初動活動に要する経費等の助成および被災委員への見舞金等を実施する。

イ、令和6年度にとりまとめた『災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮に向けて』を周知し、平時からの備えを促す（地域福祉推進部会共管）。

ウ、被災地の視察や聞きとりを継続的に行う。あわせて現在の被災地の状況や委員活動、民児協活動等を全国大

会や機関紙『ひろば』等を通じて発信する（地域福祉推進部会共管）。

エ、被災地で活動する委員の心身の負担

軽減に向けて、具体的な支援ニーズ等を把握し、対応策の継続的な検討を行う（地域福祉推進部会共管）。

(2) 地域福祉推進部会

① 民生委員・児童委員活動の環境整備

ア、一斉改選年を迎える企業等に就業し

ながら活動する委員をはじめ、委員ができるだけ長く活動できる環境づくりに向け、「単位民児協活動実態調査2024」等の調査結果からみえる課題を整理して、全民児から国への要望を行うとともに、各民児協から自治体への働きかけを推進する。あわせて、参考となる事例収集を行い、民児協による取り組み促進を図る。

イ、地域の関係機関や団体から民生委員への依頼事項とその負担感についての現状や課題を確認し、委員活動の負担軽減を図る方策を検討する。

ウ、活動記録について、一斉改選年に作成している「活動記録記入の手引き」の改定・発行を行うとともに、具体的例の充実や見やすさを改善し記入時に活動を分類する際の負担軽減を図る。

② 「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの推進

ア、令和6年度から実施している全国キャンペーン「孤独・孤立対策強化月間」について、各地の取り組み内容を把握して次年度以降のさらなる展開方法を検討する。

イ、制度や法律等の動向をふまえながら、

従来から関係のある地域の機関や団体との連携・分担の内容を改めて確認するとともに、新たな連携先との関係づくりについて、基本的な考え方やポイントを整理する。

③ 災害への備えと被災地における民生委員活動、民児協活動の支援
(総務部会との共管、再掲)

(3) 児童委員活動推進部会

① こどもまんなか社会の実現に則した児童委員、主任児童委員活動の推進、主任児童委員制度創設30年を経た新たな時代への取り組みに向けて

ア、令和6年度「制度創設30年を経た主任児童委員のさらなる活動推進に向けて（最終報告）」における整理をふまえた、主任児童委員・児童委員同士の連携強化の推進を図る。

イ、コミュニティスクールをはじめとする学校との連携や、こども家庭センター等関係機関との連携について、活動の実態や課題についての状況を把握し、連携推進の具体策の整理・共有を図る。

用や、活動面における民生委員および児童委員の制度・活動の一体性担保についての現状把握を行い、実務的な課題等の有無の把握と必要な対応を行う。

②『児童委員活動の手引き49集』の作成

令和7年12月に一斉改選で新任委員が就任することをふまえ、児童委員活動（および主任児童委員活動）の基本的な役割を伝え、具体的な取り組み推進にむけた参考となる冊子を作成する。

③児童委員活動にかかる研修、啓発事業の実施

ア、「全国児童委員・主任児童委員活動研修会」を開催する（令和7年8月7日～8日）。

イ、全民児連ホームページや機関紙を通じた児童委員、主任児童委員活動に関する取り組み等の紹介、「児童福祉週間」や「児童虐待防止推進月間」の周知、その他子どもや子育て家庭の支援制度や施策等に係る情報提供を行う。

(4) 広報・研修部会

- ① 委員活動推進のための環境整備
- ア、機関紙『ひろば』、情報誌『View』

を定期発行する。また、さらなる内容の充実や有効活用（情報誌『View』のペーパレス化を含む）に向けた方策等について検討を行う。

イ、『民生委員・児童委員必携第70集』を作成する。

ウ、ホームページを適宜更新し、委員活動の推進に必要な情報等を発信する。

②社会的認知を高め、関心を広げるための普及啓発

ア、全国の民児協の広報活動支援

イ、広報支援ツールの提供やPRグッズの頒布

③実効性のある全民児連研修の実施

ア、集合研修の機会を維持しつつ、

ICTの活用も含め、プログラムごとにその目的や内容に沿った効率的かつ効果的な研修の内容と方法を検討し実施する。

(5) 機関紙編集委員会

機関紙『ひろば』、情報誌『View』を通じた情報提供の充実を図る。

(6) 人権・同和に関する特別委員会（※）

（※）令和7年12月の一斉改選後に「人権・同和問題に関する特別委員会」に改称

ア、機関紙『ひろば』を通じた人権課題や関係資料の情報提供（毎月）、全国大会、各種研修会等での人権関係資料の配布等による理解促進を図る。都道府県・指定都市民児協における人権問題への理解を深めるための取り組みのさらなる充実・強化に向けた対応を検討する。

ウ、全民児連が作成した人権に関する

④評議員セミナー及び民生委員・児童委員リーダー等への研修会の実施

ア、評議員セミナーを実施する（令和7年10月9日）。

イ、民生委員・児童委員リーダー等への研修会を実施する。

ア、民生委員・児童委員リーダー研修会（令和7年10月30～31日）。

イ、全国民生委員指導者研修会（第35回民生委員大学）（令和8年2月4～6日）

ツールの有効活用の方法を検討する。

(7) 公務審査委員会

委員活動中に起因する死亡、傷害、疾病にかかる公務給付（決定は全社協会長）の審査等を行う。

(8) 110周年記念事業企画推進委員会

制度創設110周年に向けて、記念事業の基本的あり方、具体的事業、財政計画等の検討を行う。

4. 年度版資料等の発行

(1) 機関紙の作成・発行

(2) 児童委員活動の強化推進に向けた参考資料

(3) 『民生委員・児童委員活動記録』
(2026年度版)

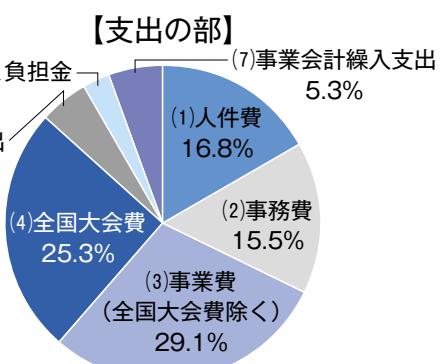
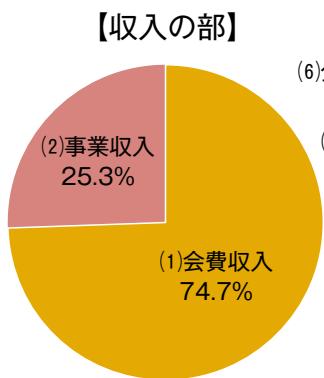
(4) 民生委員・児童委員関係資料の企画・編集協力（全社協出版部発行）

5. 各種会議・研修事業等の実施

- (1) 評議員会・理事会・常設部会
- (2) 第94回全国民生委員児童委員大会（北海道大会）
- (3) 全民児連評議員セミナー
- (4) リーダー層に対する研修会

令和7年度 全民児連予算の概要

【一般会計】



項目	当初予算額
(1)会費収入	162,912,000円
(2)事業収入	55,226,000円
収入計	218,138,000円

項目	当初予算額
(1)人件費	36,210,000円
(2)事務費	33,441,000円
(3)事業費 (全国大会費除く)	62,569,000円
(4)全国大会費	54,474,000円
(5)販売原価支出	10,616,000円
(6)分担金、助成金、負担金	6,408,000円
(7)事業会計繰入支出	11,471,000円
支出計	215,189,000円

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

【特別会計（運営資金積立および特別事業会計）】

- 不測の事態により分担金収入が見込めない場合などに備えた「運営資金積立事業」と、110周年記念事業等に向けた「特別事業資金事業」により構成しています。
- 「運営資金積立事業」は、令和7年度当初予算での増減はありません。
- 「特別事業資金事業」は、収入として一般会計から110周年記念事業に向けた積立金1,000万円を計上しています。110周年記念事業は令和6年度途中から準備を開始しており、一般会計へ7年度にかかる費用330万1,000円の支出を計上しています。

【特別会計（被災地民児協支援金会計）】

- 全民児連では「被災地民児協支援金」口座を開設し、任意の募金を常時受け付けています。お寄せいただいた募金は、全民児連「被災地民児協支援金」運営要綱に基づき、大規模災害被災地等に送金しています。
- 当初予算では支援金による収入は計上していません。被災地の視察や聞き取りを行う費用として106万3,000円を支出として計上しています。

6. その他

- (1) 頑彰・慶弔の実施
- (2) 国および関係機関・団体との連携、協働

- (5) 児童委員、主任児童委員に対する研修会
- (6) 都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会事務局会議

令和7年度

全国民生委員互助共励事業

事業計画および予算概要

令和6年度第2回運営委員会にて承認された令和7年度事業計画・予算の概要を報告します。

1. 全国民生委員互助共励事業

(1) 互助事業の実施

- 弔慰、見舞および退任慰労の実施
- 給付基準見直しの検討

(2) 中央共励事業の実施

- ①委員向け参考資料等の作成、配布

都道府県・指定都市民児協への助成（会員の活動に資する事業や単位民児協の育成に係る助成の実施）

2. 民生委員・児童委員活動保険事業

(1) 保険料の負担

- 民生委員・児童委員活動上のリスクに備えた適正運営による安全・安心な活動環境づくりへの寄与 他

(2) 活動中の事故防止のための啓発活動

保険会社と連携して改訂版『事故防止ためのヒント集』（令和6年1月）を活用し、都道府県・指定都市段階での事故防止のためのセミナーの開催

(4) 互助共励事業財政のあり方の検討

- ア・専門委員会の開催
- イ・令和7年度新規事業の募集および助成（1年目・継続）の審査
- ウ・本事業実施要領と共励事業経理事務の財政状況を踏まえた、事業全体の振り返りと内容の検証
- （3）ブロック別民生委員・児童委員関係事務

(5) 関係会議の開催

- ①全国民生委員互助共励事業企画連絡会議（年2回）
- ②全国民生委員互助共励事業運営委員会（年2回）

（年2回）

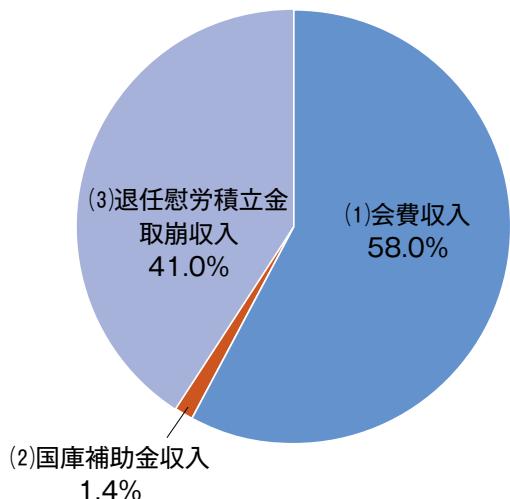
③公務審査委員会（年4回）

④専門委員会（年2回）

- ※民児協活動強化推進事業の新規および継続にかかる助成先の審査

令和7年度全国民生委員互助共励事業 予算の概要

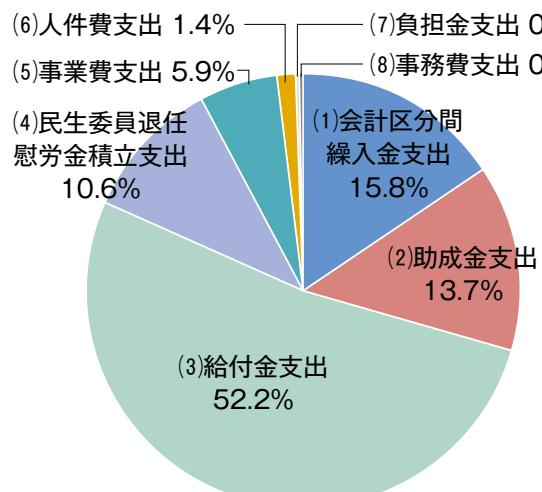
【収入の部】



項目	当初予算額
(1)会費収入	441,066,000円
(2)国庫補助金収入	10,848,000円
(3)退任慰労積立金取崩収入	309,003,000円
収入計(A)	760,917,000円

※上記グラフは小数点以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない

【支出の部】



項目	当初予算額
(1)会計区分間繰入金支出	119,247,000円
(2)助成金支出	103,680,000円
(3)給付金支出	394,743,000円
(4)民生委員退任慰労金積立支出	80,000,000円
(5)事業費支出	44,849,000円
(6)人件費支出	10,936,000円
(7)負担金支出	1,291,000円
(8)事務費支出	1,082,000円
支出計(B)	755,828,000円

※上記グラフは小数点以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない

【当期末支払資金残高（予定）】

- 当期末支払資金残高は、4億5,942万9,000円です。
- 当期末支払資金残高=収入計(A)-支出計(B)+前期末支払資金残高(4億5,434万円)

【運営資金積立預金・退任慰労積立預金（予定）】

- 当期末 運営資金積立預金（予定） 54,079,407円
- 当期末 退任慰労積立預金（予定） 401,085,472円

※ 退任慰労積立金については、全国民生委員互助事業取扱要領に定める基準に沿って全国の該当する委員が一斉に退任した場合に備える引当金としての性格に照らし、毎年度積立を行い、5億円余を常に維持すべきものとしている（3年に1度の一斉改選の際に取り崩して退任委員に給付）。

令和6年

秋の勲章・褒章受章者のご紹介

秋の勲章・褒章受章者（97名）

（令和6年11月3日付発令）

令和6年秋の勲章・褒章において、現任の民生委員・児童委員（発令日当時）から、次の方がたが受章されました。おめでとうございます。

【功労概要（主たる功労の区分）・社会福祉功労】

勲章受章者

瑞宝双光章（1名）

渡邊耕良さん（宮城県）

瑞宝單光章（24名）

- 小野準一郎さん（秋田県）
- 宇佐美吉郎さん（茨城県）
- 上澤孝重さん（栃木県）
- 望月晨子さん（栃木県）
- 山名恵子さん（千葉県）
- 天野幸子さん（東京都）
- 今喜弓トシエさん（東京都）
- 中村悦子さん（東京都）
- 二ノ宮要子さん（神奈川県）
- 大橋きよ子さん（愛知県）
- 河村妙子さん（愛知県）
- 酒井敬雄さん（愛知県）
- 高井俊夫さん（三重県）
- 下田幾子さん（大阪府）
- 岸岡孝昭さん（兵庫県）
- 石田節子さん（和歌山県）
- 栗山仁美さん（和歌山県）
- 上野みさこさん（岡山県）
- 藤江旬仁さん（山口県）
- 飯田富佐子さん（大分県）
- 根本淑枝さん（さいたま市）
- 古沢幸子さん（千葉市）
- 石田ゆり子さん（名古屋市）
- 阿比留澄子さん（福岡市）

25名

褒章受章者

藍綬褒章（18名）

- 長島洋治さん（茨城県）
- 鈴木康夫さん（埼玉県）
- 府野れい子さん（千葉県）
- 市川衛さん（東京都）
- 寺下かつ子さん（神奈川県）
- 岡田俊嗣さん（滋賀県）
- 成山照代さん（滋賀県）
- 宮崎公弥子さん（和歌山県）
- 小谷秀昭さん（鳥取県）
- 成谷佐智さん（高知県）
- 江藤孝子さん（福岡県）
- 森森江さん（福岡県）
- 池田満さん（佐賀県）
- 岩永嚇子さん（長崎県）
- 森崎満さん（大分県）
- 田中富之さん（大阪市）
- 内原富美子さん（熊本市）
- 久保田節子さん（熊本市）

18名

【功労概要（主たる功労の区分）・社会福祉功労以外の功労】

勲章受章者

- 旭日単光章（2名）
● 山田 光代さん（滋賀県）
● 氏永 東光さん（山口県）
- 旭日単光章（1名）
● 出耒 可也さん（和歌山県）

瑞宝双光章（23名）

- 加藤 清之さん（北海道）
● 渡邊 徹雄さん（北海道）
● 目時 大堂さん（岩手県）
● 小松 利孝さん（秋田県）
- 登坂 幸子さん（埼玉県）
● 松尾 和成さん（埼玉県）
● 佐野 正孝さん（千葉県）
● 川上 清さん（千葉県）
- 今井 真澄さん（長野県）
● 依田 公雄さん（長野県）
● 吉川 義範さん（静岡県）
● 山本 太一さん（滋賀県）
- 中谷 正彦さん（大阪府）
● 名島 ゆかりさん（鳥取県）
● 若槻 満さん（島根県）
● 阿武 信行さん（山口県）
- 善家 美喜生さん（愛媛県）
● 伊東 忠俊さん（宮崎県）
● 東山 雄さん（横浜市）
● 山本 太一さん（滋賀県）
- 服部 多嘉男さん（大阪市）
● 和田 吉弘さん（広島市）
● 渡部 元さん（北九州市）
● 阿武 信行さん（山口県）
- 菅原 公一さん（北海道）
● 富野 三仁さん（北海道）
● 七島 英子さん（福島県）
● 小口 秀雄さん（茨城県）
- 向後 昭男さん（千葉県）
● 境志郎さん（千葉県）
● 齋藤 誠さん（長野県）
● 中野 晴子さん（愛知県）
- 清水 稔貴さん（三重県）
● 田邊 壽朗さん（岡山県）
● 基山 基さん（岡山県）
● 中野 晴子さん（愛知県）
- 山下 新二さん（香川県）
● 北本 實さん（香川県）
● 亀山 勲さん（佐賀県）
● 金津 勝さん（山口県）
- 大沼 幹夫さん（札幌市）
● 田中 実さん（香川県）
● 野中 駿さん（佐賀県）
● 金丸 正志さん（佐賀県）
- 大塚 京子さん（香川県）
● 森田 唯信さん（鹿児島県）
● 阿部 求さん（宮城県）
● ほか2名

褒章受章者

- 藍綬褒章（8名）
● 荒川 清明さん（愛知県）
- 天内道子さん（北海道）
● 要害映子さん（埼玉県）
- 原田 豊さん（島根県）
● 大塚 京子さん（香川県）
- 辻廣ヤス子さん（北海道）
● 佐々木正美さん（宮城県）
- 森田唯信さん（鹿児島県）
● 阿部求さん（宮城県）
- 緑綬褒章（1名）
● ほか2名

9名

45名

全民児連からのお知らせ

令和7年度 活動強化週間における全民児連の取り組み等

令和7年5月12日（月）～18日（日）は「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」です。令和7年度に全民児連が行う民生委員・児童委員活動強化週間にあわせた取り組みと全国での取り組みにおける3つの視点を紹介します。

全民児連での広報活動

- ①（プレスリリース）マスコミ等への積極的な情報提供
- ②全国の一部郵便局でのポスター掲示
- ③Tver（民放公式テレビ配信サービス）での動画広告

（詳細は4月下旬頃、都道府県・指定都市民児協にお知らせします）。

全民児連が作成した既存のポスターや動画を活用し、アナログ×デジタルによる広報展開を実施することで、より幅広く「民生委員・児童委員」を知っていただくことを目的としています。

ポスターや動画については全民児連ホームページに掲載しており、申請なく無料でダウンロードいただけますので、各民児協においてもぜひご活用ください！

取り組みにおける3つの視点

- ①民生委員・児童委員を「正しく」知ってもらう
- ②地域の福祉課題に关心をもってもらう
- ③「孤独・孤立対策強化月間」等を意識し、関係機関との連携を深める



【「孤独・孤立対策強化月間」における全国キャンペーンについて】

令和6年度から5月が「孤独・孤立対策強化月間」となったことにあわせ、孤独・孤立対策への取り組みを一層推進することを目的に、民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉法人（社会福祉施設）、社会福祉協議会が一体となって、広報・啓発活動や支援活動の展開を呼びかけていくこととしました。

具体的には、孤独・孤立対策を意識した取り組みの実施、孤独・孤立対策強化月間ホームページへの活動登録や専用ロゴマークの活用などです。

全民児連では、皆さまの活動を推進すべく下記のPRグッズを販売しています！各民児協で作成しているPRグッズや、全民児連で販売しているPRグッズを活用して民生委員・児童委員の活動理解促進のためPRを広く展開させましょう。

LINEスタンプも好評発売中です！

注文用紙はこちらから



全民児連ホームページ
>民生委員・児童委員・民児協関係専用ページ
>7. 民生委員・児童委員 PRグッズ



ホームページのご案内

全国民生委員児童委員連合会のホームページ

全民児連



で検索

全国民生委員互助共励事業のホームページ

互助共励



で検索

単位民児協会長のための情報誌 View No.235

- ▶ 発行所：全国民生委員児童委員連合会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
全国社会福祉協議会民生部内
TEL. 03-3581-6747
- ▶ 編集人：平井 庸元
- ▶ 発行日：令和7年3月14日

・本誌のタイトル「View（ビュー）」には、民生委員・児童委員活動の「視野」「視点」「展望」といった意味が込められています。
・民生委員・児童委員活動のための、営利を目的としない本誌のコピー等は自由です。定例会での研修等に積極的にご活用ください。